



この保険は、日本製鉄株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本製鉄株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、別途ご案内の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

〈お問い合わせ先(取扱代理店)〉 営業時間(平日9:30～16:00(土・日・祝日定休))

箇所名	郵便番号	住 所	電話番号	E-mail
日鉄保険サービス 本社	101-0063	千代田区神田淡路町2-6 神田淡路町二丁目ビル8F	0120-953-421	mail-honten@nsis-net.com
日鉄保険サービス 室蘭支店	050-0084	室蘭市みゆき町2-13-1 2F	0120-570-046	mail-muroran@nsis-net.com
日鉄保険サービス 釜石支店	026-0031	釜石市鈴子町23-15 北日本製鉄所釜石地区本事務所2F	0120-627-004	mail-kamaishi@nsis-net.com
日鉄保険サービス 直江津営業所	942-0011	上越市港町2-12-1	0120-628-013	mail-naoetsu@nsis-net.com
日鉄保険サービス 鹿島支店	314-0014	鹿嶋市大字光3	0120-029-981	mail-kashima@nsis-net.com
日鉄保険サービス 君津支店	292-0835	木更津市築地1-1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター103号室	0120-048-688	kimitsu-hoken@nsis-net.com
日鉄保険サービス 名古屋支店	476-0015	東海市東海町4-70-1 名古屋製鉄所多目的センター内	0120-235-855	mail-nagoya@nsis-net.com
日鉄保険サービス 大阪支店	541-0043	大阪市中央区高麗橋4-5-2 高麗橋ウエストビル5F	0120-292-328	mail-osaka@nsis-net.com
日鉄保険サービス 和歌山支店	640-8424	和歌山市松江西1-1-40	0120-531-254	mail-wakayama@nsis-net.com
日鉄保険サービス 姫路支店	671-1116	姫路市広畑区正門通4-10	0120-030-760	mail-himeji@nsis-net.com
日鉄保険サービス 光支店	743-0063	光市島田2-1-1	0120-718-025	hikari@nsis-net.com
日鉄保険サービス 呉営業所	737-0027	呉市昭和町11-1	0120-753-011	mail-kure@nsis-net.com
日鉄保険サービス 周南営業所	746-0023	周南市野村南町4976番地	0120-721-066	mail-shunan@nsis-net.com
日鉄保険サービス 八幡支店	804-0001	北九州市戸畑区飛幡町2-2 飛幡ビル1F	0120-319-182	e-yahata@nsis-net.com
日鉄保険サービス 大分支店	870-0902	大分市大字西ノ洲1番地 九州製鉄所大分地区管理センター1F	0120-960-439	mail-oita@nsis-net.com

お問い合わせ・資料のご請求・
個別相談のご予約はこちら



てつのお守りの試算はこちら



引受保険会社

団体総合生活保険TM

●東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

担当課:グリーンビジネス本部 資源エネルギー 営業第一室 〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 TEL. 03-3285-1801

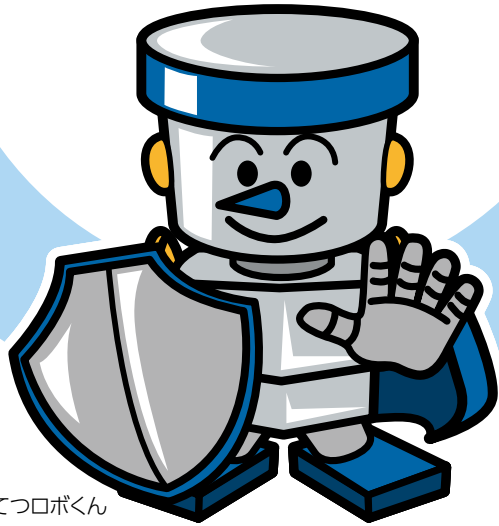
●三井住友海上火災保険株式会社

●明治安田損害保険株式会社

25TX-001615 2025年7月作成



従業員の皆様と
ご家族を
まるっと
お守りします!



日鉄保険サービス(株)の
マスコットキャラクター てつロボくん

てつのお守りは日本製鉄グループだけの
福利厚生制度です。



お客様の豊かな人生に最大限貢献いたします

〔団体総合生活保険TM〕

保険期間

2026年1月1日(木)午後4時～
2027年1月1日(金)午後4時まで

保険料
払込方法

2026年2月給与より毎月引き去り

〔重要事項説明書〕〔ご加入内容確認事項(意向確認事項)〕を必ずご確認ください。

加入内容のお知らせ方法

団体総合生活保険TM

ご加入内容のお知らせ

12月初旬から順次発送されます。

引受保険会社

東京海上日動(幹事)

〔契約者〕

日本製鉄株式会社

〔取扱代理店〕

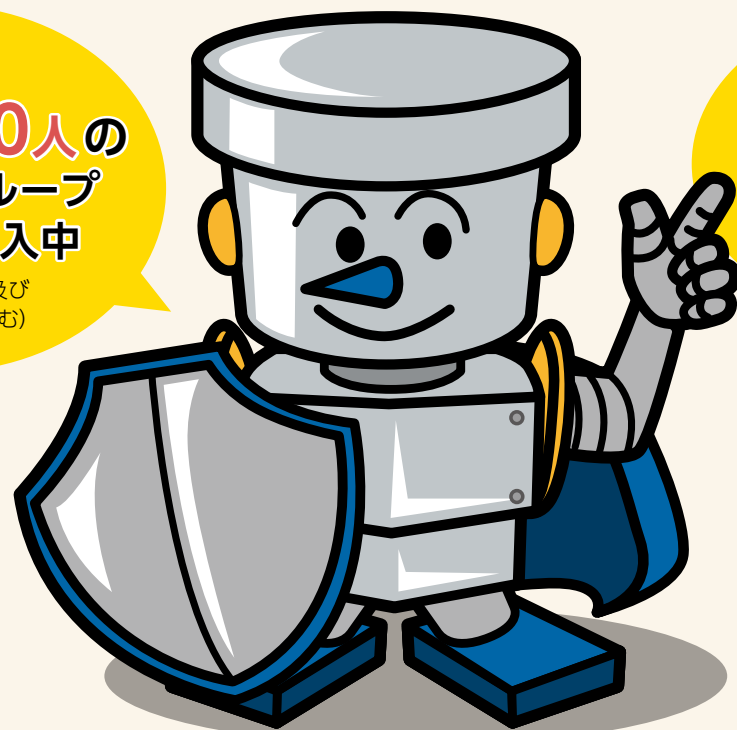
日鉄保険サービス株式会社

てつのお守り ご案内

グループ従業員の皆様がより安心して働けるように
日本製鉄グループ独自の保険制度をご用意しています。
日本製鉄が契約者となることにより、個別に補償（保障）を備える場合に比し、
簡単かつ安く、確かな補償（保障）を確保できるようデザインされています。

約48,000人の
日本製鉄グループ
従業員が加入中

(従業員の家族及び
退職後継続者含む)



損害保険部分
約34%～
約68%OFF

簡単

- 保険料は給与引去!
- 医師の診査は不要で加入手続きは簡単!
- 毎年補償の見直しが可能!

家族で
入れる

相談
できる

選べる

本制度は1年更新（自動継続）です

現在ご加入中の補償内容で更新される場合、自動継続となりますので
手続きは不要ですが、専用のWEBサイトにアクセスして「加入内容」と
「更新後の保険料」をご確認いただくことを推奨しております。「新規加入」や
「各種変更」の手続きも専用のWEBサイトからお願いいたします。
※紙での手続きを希望される場合は、日鉄保険サービスまでお申し出くだ
さい。

制度保険の内容詳細はWEBサイトでご覧いただけます。



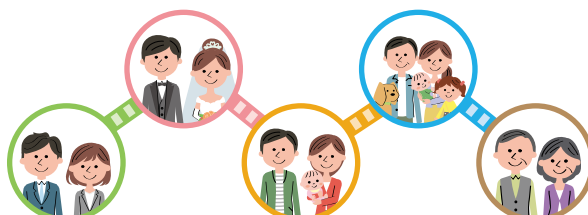
<https://www.nsis-net.com>

日鉄保険サービス 検索

あなたは現在、どのライフステージ?



今の、これからの皆様のライフステージに
合わせたモデルプランをご紹介します。
ぜひ、ご覧ください。

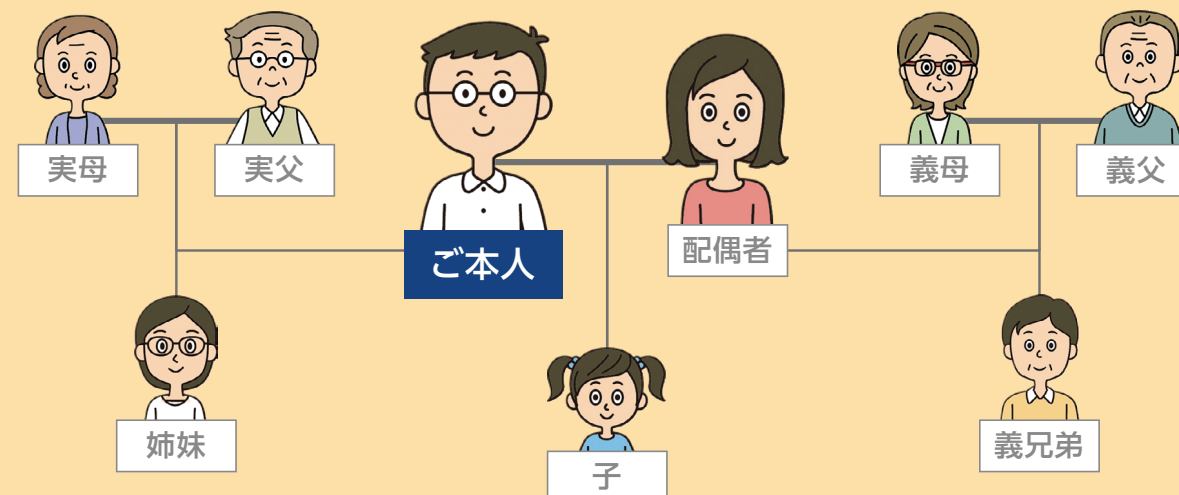


みんな
で
安心

ご家族のみなさまでご加入いただけます

被保険者（保険の対象者）となる方：日本製鉄グループ団体制度採用会社の従業員およびその家族

従業員と同居・別居を問わず加入OK



従業員と同居の場合のみ加入OK



配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を
備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※加入条件の詳細はP21をご確認ください。

イラスト©東京海上日動

ご挨拶

日本製鉄グループでは、福利厚生制度の一環として、従来より団体保険制度の利用を
推進しております。

“てつのお守り”は、日本製鉄グループの従業員の皆様が長く安心して働けるよう構築
された保険制度です。是非この機会に、ご家庭の“万が一”への備えに団体保険制度を
利用されてはいかがでしょうか。

日本製鉄株式会社 執行役員 人事労政部長 三好 忠満



必ずお読みください

契約の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等を契約者（団体）に対して提供することがございます。
また、保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことが
ございます。

傷害補償

1. 保険料の改定

2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。

2. 商品内容の改定

- ◆熱中症の補償追加
昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。
- ◆職種級別による料率の廃止
傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

医療補償・がん補償

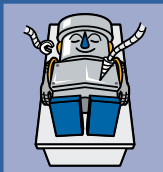
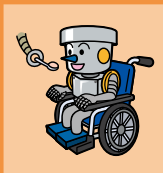
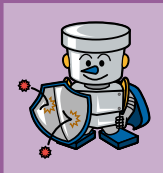
- ◆「三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）」および「がん診断保険金」等の保険料改定
がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
※「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料は、年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。

その他の改定

- 以下の通り、分かりやすさの観点や法改正に合わせて規定の明確化および約款の改定等をいたします。
改定内容の詳細はP59をご覧ください。
- ◆「がん補償」に関する改定
・「抗がん剤」の定義の改定
 - ◆「弁護士費用等補償」に関する改定
・弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）等の約款改定
 - ◆「介護補償」に関する改定
・付帯サービスの一部（「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」）の終了

ご加入にあたっては補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

備えるべきリスクと補償ラインアップ

		新規加入年齢	継続加入年齢
 病気・ケガへの備え 突然の病気や不慮の事故によるケガの際の入院・通院・手術等に備える補償です。 医療補償 がん補償 退院後通院補償 傷害補償	P.7、P.9、P.11 	医療補償 満70歳以下 傷害補償 制限なし がん補償 満5歳以上 満70歳以下	医療・がん補償 満99歳以下 傷害補償 制限なし
 就業不能への備え 病気・ケガ等により長期間働けなくなった場合の毎月の収入を補償します。 収入サポート補償	P.13 	満15歳以上 満64歳以下	満64歳以下
 介護への備え 所定の介護状態となった時に、一時金・年金が受け取れる補償です。 介護補償（一時金） 介護補償（年金払）	P.15 	介護補償 満5歳以上（一時金） 満70歳以下 介護補償 満40歳以上（年金払） 満70歳以下	満84歳以下
 日常トラブルへの備え 賠償や身の回りのトラブルへの補償です。 個人賠償責任補償 携行品補償 借家人賠償責任補償	P.17 	制限なし	制限なし
 ゴルフへの備え ゴルフ中のケガや用品、ホールインワン達成のお祝い費用等の負担に備える補償です。 ゴルフの補償	P.19 	制限なし	制限なし
病気・ケガ・収入等のリスクをオールインワンで補償！		セットプラン 	P.5
ご希望の補償(保障)を自由にカスタマイズ！		フリープラン 	各補償(保障)ページをご覧ください

団体総合生活保険TMの
セットプラン

病気・ケガ・収入等の
リスクをまとめて補償!

新制度「てつのお守り」の
案内が届いたわね

実は僕
何も保険に
入っていないで…

そろそろ医療保険の
1つくらいには
入らないとね
貯金があるわけでも
ないし

1

それならこの
セットプランで
選んでみたら?

セットプラン?

2

セットプランなら様々な身の回りの
リスクに備えられるのよ!

万が一の病気やケガ 働けなくなった時の収入

3

途中で補償の見直しもできるし、
日本製鉄グループの制度保険だから
保険料も割安よ

4

自転車事故等の賠償リスク

それなら安心だね!
これに加入しよう!

◆ 月額保険料 保険期間:1年 ※ご加入口数は1口のみです。

被保険者年齢		充実プラン		基本プラン	
		男性	女性	男性	女性
15歳～19歳	2006.1.2～2011.1.1生	2,830円	2,710円	2,290円	2,170円
20歳～24歳	2001.1.2～2006.1.1生	3,040円	2,920円	2,430円	2,310円
25歳～29歳	1996.1.2～2001.1.1生	3,430円	3,490円	2,670円	2,730円
30歳～34歳	1991.1.2～1996.1.1生	3,920円	4,190円	3,010円	3,280円
35歳～39歳	1986.1.2～1991.1.1生	4,920円	5,430円	3,670円	4,180円
40歳～44歳	1981.1.2～1986.1.1生	6,390円	6,960円	4,690円	5,260円
45歳～49歳	1976.1.2～1981.1.1生	8,310円	8,880円	6,000円	6,570円
50歳～54歳	1971.1.2～1976.1.1生	9,990円	10,350円	7,030円	7,390円
55歳～59歳	1966.1.2～1971.1.1生	12,290円	12,290円	8,120円	8,120円
60歳～64歳	1961.1.2～1966.1.1生	19,770円	19,560円	13,110円	12,900円

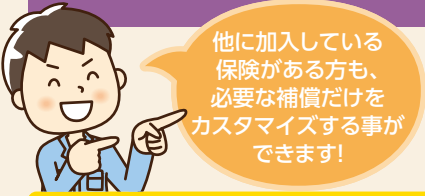
※ 個人賠償責任補償を外す場合は上記金額から300円差し引いた保険料となります。

セットプランの補償内容

はじめてご加入される方におすすめです。
日常生活のリスクに備えられます。



補償内容				充実プラン	基本プラン
医療補償 約52%OFF	基本補償	病気ケガで入院したら	1回の入院につき 730日限度	10,000円/日	5,000円/日
		病気ケガで手術したら	重大手術	40万円	20万円
			入院中	10万円	5万円
			入院中以外(外来)	5万円	2.5万円
		病気ケガで放射線治療を受けたら (放射線治療保険金)		10万円	5万円
		病気ケガで先進医療 を受けたら (総合先進医療保険金)	技術料と同額	1,000万円限度	1,000万円限度
			一時金	10万円	10万円
	病気ケガで入院し、退院後通院したら (退院後通院保険金)		10,000円/日	5,000円/日	
	特 約	三大疾病・重度傷害一時金(三大疾病のみ) ① がんと診断確定された場合 ② 脳卒中・急性心筋梗塞で入院した場合		100万円	100万円
入院一時金		5万円	5万円		
傷害補償 約40%OFF	ケガや熱中症で後遺障害になったら			200万円	200万円
	ケガや熱中症で通院したら			2,000円/日	2,000円/日
がん補償 約52%OFF	基本補償	がん診断一時金		100万円	50万円
		がん再発転移			
		患者申出療養		3,000万円	3,000万円
	特 約	がん生活支援	第1回	0円	0円
			第2回以降	100万円	50万円
抗がん剤治療		10万円	5万円		
収入サポート 約68%OFF	病気やケガで働けなくなったら			18万円 (3口)	18万円 (3口)
介護補償 約52%OFF	要介護状態になったら(一時金)			300万円	200万円
個人賠償責任補償 約40%OFF		保険金額		国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円
		個人賠償責任補償を外すことも 可能です。(-300円) 弁護士費用等 (人格権侵害等)		300万円	300万円



補償毎(フリープラン)に加入したい場合は
次ページへ

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P30～) ● 告知・通知義務について(P46～48) 等

突然の病気やケガによる
入院・手術・退院後の通院に備える補償です。

医療補償

約52%
OFF



医療補償では
入院、通院、先進医療のそれぞれにしっかり備えましょう！

【入院も通院も先進医療もしっかり補償！】

1 病気・ケガによる
入院(1日目から)・手術・放射線治療を補償します。

2 退院後の通院も入院日額と同額※を補償します。

3 先進医療を1,000万円まで補償します。

※ 医療基本補償の場合

ご存知ですか？入院費や先進医療の負担額

入院1日あたりの自己負担額平均※は

平均 14,578円

14,578円の内訳は？

- 平均的な医療費の自己負担額 5,171円
- 食事代(1日3食) 1,380円
- 差額ベッド代の全国平均 6,527円
(希望されて個室等に入院した場合)
- 家族の交通費・食費等にかかる費用 1,500円と仮定

平均
入院日数は
32日！

※ 入院1日の医療費の自己負担額は、入院患者総数および傷病別の入院患者数の診療報酬点数および平均入院日数をもとに、初月に10日間入院したと仮定した場合の医療費(健康保険の自己負担割合3割)から、高額療養費(所得区分が標準報酬月額28～50万円の場合)を差し引いた金額[医療費5,171円(乳がんは6,774円、大腸がんは6,511円、骨折は4,375円、脳卒中は3,982円)]に、食事代及びその他の自己負担額を加算。実際の自己負担額はケースにより異なります。
厚生労働省 令和2年「患者調査」、令和3年「社会医療診療行為別統計」、令和3年9月「第488回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」に基づき作成。
● 記載の内容は、2023年4月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

がんの治療で先進医療を受けたときの
技術料の平均額は

陽子線治療 268万円
重粒子線治療 315万円

中央社会保険医療協議会「令和6年6月30日時点における先進医療に係る費用」に基づき算出

「先進医療の技術料」は、
全額自己負担！

(診察料、投薬料、入院費等は公的医療保険が適用されます。)



補償内容

補償内容			日額10,000円 コース	日額5,000円 コース	日額3,000円 コース
補償内容					
医療 基本補償	病気ケガで入院したら	1回の入院につき730日限度*1	10,000円/日	5,000円/日	3,000円/日
	病気ケガで手術したら	重大手術*2	40万	20万	12万
		入院中	10万	5万	3万
		入院中以外(外来)	5万	2.5万	1.5万
	病気ケガで放射線治療を受けたら(放射線治療保険金)		10万円	5万円	3万円
	病気ケガで先進医療*3を受けたら (総合先進医療保険金)	技術料と同額	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度
一時金		10万円	10万円	10万円	
+ 医療特約	病気ケガで入院し、退院後通院したら(退院後通院保険金)		10,000円/日	5,000円/日	3,000円/日
	三大疾病・重度傷害一時金(三大疾病のみ) ① がんと診断確定された場合*4*5*6 ② 脳卒中・急性心筋梗塞で入院した場合*6		100万円	100万円	100万円
	入院一時金		5万円	5万円	5万円

*1 1回の入院について、疾病・傷害入院支払限度日数を限度とします。「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。・入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
*2 対象となる重大手術については、補償のあらましP31をご確認ください。
*3 対象となる先進医療については、補償のあらましP32をご確認ください。
*4 【ご注意】がんと診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。
*5 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがん罹患したことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。
*6 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。

月額保険料 保険期間：1年 ※ご加入口数は1口のみです。

被 保 険 者 年 齢		基本補償			医療特約	
		病気・ケガによる入院・ 退院後通院・先進医療			三大疾病・ 重度傷害 一時金 100万円	入院 一時金 5万円
		日額 10,000円 コース	日額 5,000円 コース	日額 3,000円 コース		
0歳～ 4歳	2021.1.2～	1,020円	540円	350円	100円	150円
5歳～ 9歳	2016.1.2～2021.1.1生	870円	460円	310円	110円	150円
10歳～14歳	2011.1.2～2016.1.1生	830円	440円	290円	130円	150円
15歳～19歳	2006.1.2～2011.1.1生	910円	480円	320円	110円	160円
20歳～24歳	2001.1.2～2006.1.1生	1,150円	610円	390円	90円	210円
25歳～29歳	1996.1.2～2001.1.1生	1,210円	640円	410円	180円	240円
30歳～34歳	1991.1.2～1996.1.1生	1,290円	680円	430円	270円	250円
35歳～39歳	1986.1.2～1991.1.1生	1,360円	710円	450円	410円	250円
40歳～44歳	1981.1.2～1986.1.1生	1,570円	810円	510円	570円	260円
45歳～49歳	1976.1.2～1981.1.1生	2,040円	1,040円	650円	800円	290円
50歳～54歳	1971.1.2～1976.1.1生	2,490円	1,280円	790円	1,050円	340円
55歳～59歳	1966.1.2～1971.1.1生	3,430円	1,740円	1,070円	1,480円	410円
60歳～99歳	1926.1.2～1966.1.1生	6,050円	3,050円	1,860円	2,970円	560円

● 71歳～99歳の方は継続のみ加入可能。
● 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日2026年1月1日時点の年齢)によって異なります。
● 保険料は、適用団体割引率に対する所定の被保険者数(保険の対象となる方)が傷害補償と合わせて10,000人以上の金額です。
● 60歳以上の保険料は、前年の60歳以上の被保険者年齢構成に応じた加重平均料率を基に算出され、この料率は、毎年の被保険者データによって見直しながされますので、保険料が変更となる可能性があります。

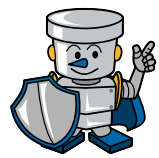
補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P31～33) ● 告知・通知義務について(P46～48) 等

不慮の事故によるケガまたは熱中症の際の
通院、後遺障害等に備える補償です。

傷害補償ケガ充実

約40%OFF



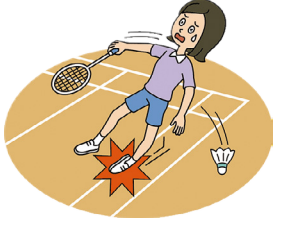
日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な
外来の事故によるさまざまな「ケガ」や「熱中症」に備えましょう！

【医療補償と組み合わせることでムダなく補償!】

- 1 通院1日目から補償します。
- 2 国内外を問わず補償します。
- 3 後遺障害等級第1級～第14級までカバーします。
※ 旧タイプは第1級～第3級限定となります。

! ご病気による死亡、入院・通院などは対象になりません。

スポーツ中のケガ



交通事故によるケガ



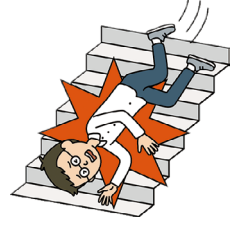
旅行中のケガ



仕事中のケガ



階段から転んでケガ



地震・噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症
〔天災危険補償特約（傷害用）セット〕



※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。

◆ 補償内容・月額保険料 保険期間：1年 ※ご加入口数は1口のみです。

補償内容		日額2,000円コース	日額3,000円コース
傷害補償 ケガ充実	ケガや熱中症で後遺障害になったら（後遺障害保険金額）	200万円	300万円
	ケガや熱中症で通院したら（傷害補償通院保険金）	2,000円/日	3,000円/日
月額保険料		580円	870円

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。
●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について（P33） ●告知・通知義務について（P46～48） 等

旧タイプの傷害補償 医療補償と同時付帯した場合、補償が重複しますのでご注意ください

◆ 補償内容

保険金額・保険料表

基本補償		各コース1口以上、15口以下でご加入いただけます。					
補償内容		個人コース	夫婦コース		家族コース		
			本人	配偶者	本人	配偶者	親族
旧タイプ 傷害補償	死亡・後遺障害	70万円	70万円	70万円	70万円	70万円	70万円
	入院日額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	通院日額	400円	400円	400円	400円	400円	400円
保険料（1口あたり）		210円	400円		750円		

※表示されている保険金額・保険料は、全て1口あたりの保険金額・月額保険料となります。

*1 後遺障害保険金は、第3級以上に相当する後遺障害が生じた場合に限定してお支払いします（後遺障害等級限定補償特約（第3級以上）セット）。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。
●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について（P33・34）
●保険の対象となる方（被保険者）の範囲について（P21・22） ●告知・通知義務について（P46～48） 等



がんと診断確定された場合に、
がん治療や生活資金に備えるための補償です。

がんの補償

約52%
OFF



今や2人に1人ががんになる時代です。
充実した補償ラインアップから選んでしっかり備えましょう！

—【 時代に合わせた補償がラインアップ! 】—

1 保険始期日(中途加入日)から補償が開始されます。

2 再発・転移の場合、何回でも^{*1}お支払いします。

3 希望する治療やサービスが受けられるよう
充実したオプションをラインアップしました。

4 診断初年度にはがん診断一時金の受取り、
翌年からはがん生活支援で毎年保険金を受け取れる
安心の組み合わせも可能です。

^{*1} 保険金をお支払いする主な場合については、補償のあらましP34・35をご確認ください。

がん離職をなくしたい ～QOL(Quality of Life)の向上、治療を選択できるように～

がん生活支援特約

最長9年間にわたって、毎年保険金をお支払いします。
(所定の治療を受けていない年はお支払いしません。)
がん治療支援サービス利用等がん治療を受けている
方のQOLの確保

外見のケア	●帽子 ●専門メイク ●ウィッグ ●専門スキンケア
からだのケア	●定期的なPET検診 ●サプリメント ●リンパマッサージ ●緩和ケア
こころのケア	●カウンセリング ●専門メンタルクリニック ●精神腫瘍医 ●リラクゼーション
生活のケア	●生活相談サービス ●家事代行サービス ●ベビーシッター ●ペットシッター

がん患者申出療養特約(基本補償)

患者申出療養を受けた場合、技術料を最大3,000万円
まで補償。最先端の治療も選択できます。

■ 現在の日本の医療制度

保険外 併用療養	選定療養 (差額ベッド代等)	評価療養 (先進医療等)	患者申出療養
	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担
保険診療	診療・検査・投薬・入院料等 (健保組合負担部分(7割))		健康保険組合負担
	診療・検査・投薬・入院料等 (自己負担部分(3割))		自己負担

◆ 補償内容

補償内容		保険金額 (いずれかをご選択ください)			保険金をお支払いする主な場合
基本補償	がん診断一時金	50万円	100万円	200万円	がんと診断確定 ^{*2} されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。 ^{*3}
	がん再発転移				がんで所定の治療 ^{*4} を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。
	患者申出療養	3,000万円	3,000万円	3,000万円	がんで患者申出療養 ^{*5} を受けたときに保険金をお支払いします。
特約	がん生活支援 保険金額	第1回	0円	0円	てん補期間 ^{*6} 中にがんの治療を直接の目的として毎年所定の治療 ^{*4} を受けたとき、毎年1回、最大で9年間(9回)にわたり保険金をお支払いします。 ※第1回目はがん診断一時金が支払われるため0円としています。
		第2回以降	50万円	100万円	
	抗がん剤治療	5/10万円	5/10万円	5/10万円	がんで抗がん剤治療 ^{*7} を受けたときに保険金をお支払いします。

^{*2} がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

^{*3} 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

^{*4} 所定の治療については、補償のあらましP34・35をご確認ください。

^{*5} 患者申出療養については、補償のあらましP35をご確認ください。

^{*6} がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

^{*7} 抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。対象となる抗がん剤治療については、補償のあらましP35をご確認ください。

◆ 月額保険料 保険期間:1年 ※ご加入口数は1口のみです。

診断一時金50万円、100万円の場合、生活支援の第2回以降の保険金額はそれぞれ50万円、100万円、
診断一時金200万円の場合、生活支援の第2回以降の保険金額は100万円となります。

被保険者年齢		基本補償			生活支援		抗がん剤	
		50万円	100万円	200万円	基本補償が50万円の場合 第1回 0円 第2回以降 50万円	基本補償が100(200)万円の場合 第1回 0円 第2回以降 100万円	5万円	10万円
5歳～9歳	2016.1.2～2021.1.1生	40円	70円	120円	30円	70円	20円	40円
10歳～14歳	2011.1.2～2016.1.1生	50円	90円	180円	50円	110円	20円	40円
15歳～19歳	2006.1.2～2011.1.1生	40円	80円	140円	40円	80円	30円	60円
20歳～24歳	2001.1.2～2006.1.1生	30円	40円	90円	20円	40円	40円	80円
25歳～29歳	1996.1.2～2001.1.1生	80円	160円	290円	40円	80円	60円	120円
30歳～34歳	1991.1.2～1996.1.1生	140円	260円	520円	80円	160円	90円	180円
35歳～39歳	1986.1.2～1991.1.1生	250円	480円	950円	180円	350円	170円	350円
40歳～44歳	1981.1.2～1986.1.1生	350円	680円	1,360円	290円	570円	290円	580円
45歳～49歳	1976.1.2～1981.1.1生	500円	990円	1,970円	370円	740円	410円	820円
50歳～54歳	1971.1.2～1976.1.1生	690円	1,360円	2,710円	440円	880円	580円	1,160円
55歳～59歳	1966.1.2～1971.1.1生	990円	1,970円	3,940円	600円	1,210円	800円	1,600円
60歳～64歳	1961.1.2～1966.1.1生	1,510円	3,030円	6,040円	820円	1,640円	1,120円	2,250円
65歳～69歳	1956.1.2～1961.1.1生	2,080円	4,150円	8,290円	1,000円	1,990円	1,460円	2,920円
70歳～74歳	1951.1.2～1956.1.1生	2,930円	5,860円	11,710円	810円	1,630円	1,880円	3,760円
75歳～79歳	1946.1.2～1951.1.1生	3,460円	6,900円	13,790円	980円	1,960円	2,120円	4,240円
80歳～84歳	1941.1.2～1946.1.1生	4,160円	8,310円	16,610円	1,150円	2,310円	2,110円	4,230円
85歳～89歳	1936.1.2～1941.1.1生	4,650円	9,290円	18,570円	1,320円	2,640円	1,790円	3,580円
90歳～94歳	1931.1.2～1936.1.1生	5,150円	10,280円	20,570円	1,480円	2,970円	1,570円	3,140円
95歳～99歳	1926.1.2～1931.1.1生	5,790円	11,550円	23,090円	1,650円	3,290円	1,420円	2,830円

●71歳～99歳の方は継続のみ加入可能。

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日2026年1月1日時点の年齢)によって異なります。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

●保険金をお支払いする主な場合について(P34・35) ●告知・通知義務について(P46～48)

等



病気・ケガ等により長期間働けなくなった場合の
毎月の収入を補償します。

収入サポート補償 GLTD

従業員本人のみ加入できます。

約68% OFF



生活費、住宅ローン、子供の教育費、働けなくなってもお金は
そのままかかります。ご家族のためにもしっかり備えましょう！

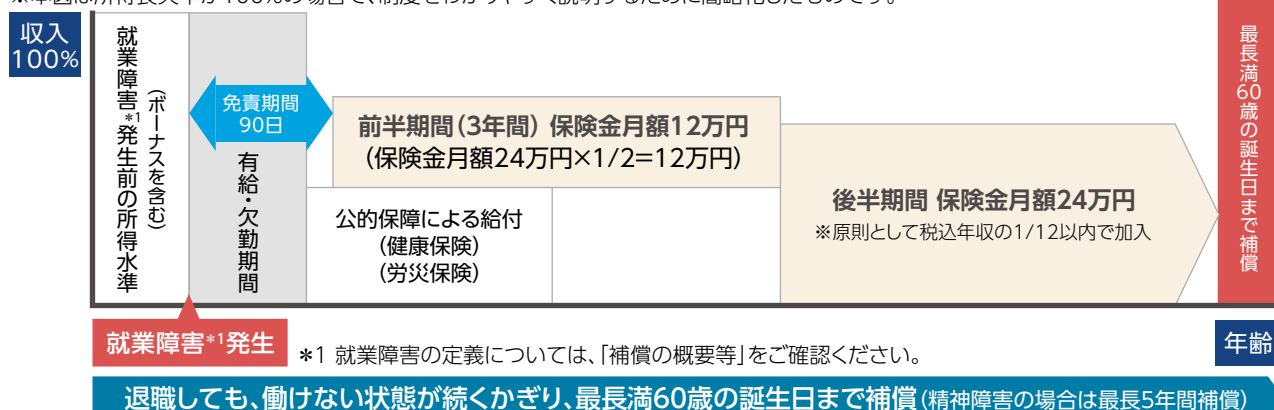
【長期間にわたり幅広いサポートをご提供!】

- 1 長期間の補償** 最長満60歳の誕生日まで補償します。
(保険期間開始時の年齢が満55歳未満の場合)
- 2 精神障害も補償** 最長5年間補償します。^{*1}
(ただし、アルコール依存、薬物依存等の精神障害は補償の対象となりません。)
- 3 病気やケガの発生原因は業務上、業務外を問いません。**
- 4 復職・転職しても就業障害で20%を超える所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて補償します。**

^{*1} 保険期間開始時の年齢が満55歳以上64歳以下の場合、最長3年間。

傷病手当金等の給付期間中は補償を薄く、給付終了後は厚く

補償イメージ ※下図はあくまで補償の概要を示したイメージ図です。
健康時の所得水準、保険金額等により、下図の構成が変わりますのでご注意ください。
■ 保険期間開始時の年齢が満55歳未満、加入口数4口(保険金月額24万円)の場合
※本図は所得喪失率が100%の場合で、制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。



●病気休職期間は、勤続年数や傷病の内容によって決まります。

◆ 補償内容

保険金額(月額)	1口あたり6万円 ※てん補期間開始後3年間の保険金月額は50%となります。
てん補期間 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間)	保険期間開始時の年齢が満55歳未満の場合:最長60歳の誕生日まで 保険期間開始時の年齢が満55歳以上64歳以下の場合:最長3年間
免責期間(保険金をお支払いしない期間)	90日間
特約	●認知症・メンタル疾患補償特約 ●治療と仕事の両立支援特約 ●天災危険補償特約 ●妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)

◆ 月額保険料 1口(保険金月額6万円)あたりの月額保険料

10口(月額60万円)以下、年収の12分の1の範囲内でお申込ください

被保険者年齢		1口6万円、1～10口、平均月間所得以下	
		男 性	女 性
15歳～24歳	2001.1.2～2011.1.1生	180円	140円
25歳～29歳	1996.1.2～2001.1.1生	180円	200円
30歳～34歳	1991.1.2～1996.1.1生	200円	290円
35歳～39歳	1986.1.2～1991.1.1生	260円	430円
40歳～44歳	1981.1.2～1986.1.1生	390円	580円
45歳～49歳	1976.1.2～1981.1.1生	540円	730円
50歳～54歳	1971.1.2～1976.1.1生	550円	670円
55歳～59歳	1966.1.2～1971.1.1生	350円	350円
60歳～64歳	1961.1.2～1966.1.1生	610円	540円

●保険料は保険期間開始時(2026年1月1日時点)の満年齢によります。



加入例

30歳男性が4口(保険金月額24万円)に加入の場合

800円/月 で

月々24万円の補償!

※てん補期間開始後3年間は月々12万円の補償

! 口数の決定方法

口数は1口以上10口以内でかつ保険金月額が「平均月間所得額^{*2}」以下でお申込みください。
平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

例) 年間所得額480万円(税込)の場合:480万円を12か月で割ると平均40万円(平均月間所得額)となります。40万円が保険金月額の限度額となりますので、1口以上6口以内(保険金月額6万円以上36万円以内)でご加入いただけます。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●被保険者(保険の対象となる方)は、日本製鉄グループの役員・従業員で、保険期間開始時の年齢が満15歳以上64歳以下の方に限ります。

●この保険では、加入日から1年以内に就業障害になった場合、新規ご加入日直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害については保険金をお支払いできません。(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金お支払いの対象となります。)

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P30) ●告知・通知義務について(P46～48)

等

所定の介護状態となった時に、
一時金・年金が受け取れる補償です。

介護補償

約**52%**
OFF



平均介護費用の総額は580万円です。
国の介護保険制度があっても自己負担額もかかります。
親も自分もしっかり介護に備えましょう！

ご自身やご家族にも備えられる！

- 1 一時金払補償で突然かかる「**初期費用**」、
年金払補償で長期でかかる「**自己負担額**」に備えられます。
- 2 ご家族も加入できるので**親の介護リスク**にも備えられます。
- 3 ご家族の方が加入される場合、**代理で告知**いただけます。

ご存知ですか？介護にかかる期間と費用

介護期間は

平均**5年1**か月10年以上も
17.6%

一時的な自己負担額(平均74万円)に加え、
月々約**8.3万円**の費用が
長期(平均**61.1**か月)にわたり必要です。



【出典】生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する実態調査」

介護補償にご加入の方全員が
ご利用いただけます

認知症アシスト

詳細はP44をご覧ください。

◆ 補償内容

独自基準追加型*1 【要介護2】以上でお受取り

一時金払介護補償

〈300万円コース加入の場合のお支払い例〉

独自基準追加型
【要介護2】認定保険金
300万円お受取り

介護にかかる一時的な費用

- 手すり・スロープ等のリフォーム費用
- 歩行器 ● 車椅子 ● 介護ベッド ● ポータブルトイレ
- ホーム入居初期費用 など

●一時金払介護補償と年金払介護補償は、補償内容・支払い要件も異なるためご注意ください。

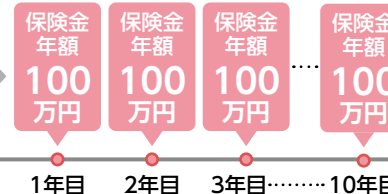
●介護補償(一時金払)から介護補償(年金払)への変更または介護補償(年金払)から介護補償(一時金払)への変更はできません。

*1 公的介護保険制度における介護認定、もしくは医師の診断結果に基づき保険金をお支払いします。詳細は補償のあらましP35・36をご確認ください。

公的介護保険連動型 【要介護3】以上でお受取り

年金払介護補償

〈100万円コース加入の場合のお支払い例〉

【要介護3】
認定

毎年100万円を最大10年間受取りで1000万円

途中で死亡した場合は保険金のお支払いは終了します。

◆ 月額保険料

保険期間：1年 ※ご加入口数は1口のみです。

補 償		新規加入 満70歳まで			新規加入 満70歳まで					
		本人介護補償(一時金払)			本人介護補償(年金払) てん補期間10年*2					
		独自基準(要介護2)			要介護3					
被保険者年齢		男女同一			男 性			女 性		
保険金額		100万円	200万円	300万円	30万円	50万円	100万円	30万円	50万円	100万円
5歳～ 9歳	2016.1.2～2021.1.1生	10円	10円	10円						
10歳～14歳	2011.1.2～2016.1.1生	10円	10円	10円						
15歳～19歳	2006.1.2～2011.1.1生	10円	10円	10円						
20歳～24歳	2001.1.2～2006.1.1生	10円	10円	10円						
25歳～29歳	1996.1.2～2001.1.1生	10円	10円	20円						
30歳～34歳	1991.1.2～1996.1.1生	10円	20円	30円						
35歳～39歳	1986.1.2～1991.1.1生	20円	40円	60円						
40歳～44歳	1981.1.2～1986.1.1生	40円	70円	110円	20円	40円	80円	20円	30円	70円
45歳～49歳	1976.1.2～1981.1.1生	40円	90円	130円	30円	40円	90円	20円	40円	80円
50歳～54歳	1971.1.2～1976.1.1生	60円	120円	180円	40円	60円	120円	30円	60円	110円
55歳～59歳	1966.1.2～1971.1.1生	90円	170円	260円	50円	90円	180円	50円	80円	160円
60歳～64歳	1961.1.2～1966.1.1生	190円	370円	560円	110円	190円	370円	100円	170円	340円
65歳～69歳	1956.1.2～1961.1.1生	390円	770円	1,160円	280円	470円	940円	350円	580円	1,160円
70歳～74歳	1951.1.2～1956.1.1生	850円	1,690円	2,540円	530円	880円	1,770円	790円	1,310円	2,630円
75歳～79歳	1946.1.2～1951.1.1生	1,950円	3,890円	5,840円	1,220円	2,030円	4,060円	1,850円	3,080円	6,150円
80歳～84歳	1941.1.2～1946.1.1生	3,680円	7,360円	11,040円	2,130円	3,550円	7,110円	3,340円	5,570円	11,150円

●71歳～84歳の方は継続のみ可能。

●保険料は、保険始期日2026年1月1日時点の満年齢によります。

●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

*2 10回目の保険金支払基準日まで

年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

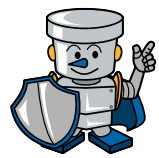
●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P35～37) ●告知・通知義務について(P46～48)

等

日常で起きた第三者への賠償、身の回りで起きるトラブルに備える補償です。

日常のトラブルへの備え
～賠償責任とその他のリスク～

◆個人賠償責任：
約40%OFF
◆上記以外：
約34%OFF



自転車事故などの賠償金は高額になる場合もあります。
個人賠償責任保険で備えましょう！

もしも、自転車事故で加害者になったら・・・

高額賠償事例 賠償額 9,521万円 (神戸地裁 2013年7月判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭蓋骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。
【出典】日本損害保険協会「もしも自転車事故を起こしてしまったら」

個人賠償責任

ご本人が加入することで、配偶者、同居のご家族、別居の未婚のお子様が補償されます

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

例えば

自転車運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

買い物中、誤って商品を壊してしまった。

レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。

他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

被害事故への備えに、個人賠償責任補償のオプションとして追加できます!!

■「個人賠償責任補償特約」とセットでご加入いただくことで、加害者となる場合、被害者となる場合の双方のトラブルからお客様を総合的に守ります。
■ストーカーやいじめ等*2の人格権侵害のトラブルについても補償します。(警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。)
■事故原因の解決に向けて、弁護士委任をした場合の弁護士費用だけでなく、法律相談した場合の費用も補償します。

例えば

●自転車で轢かれたが、相手が一切治療費を払ってくれない・・・
●いじめにより子供が不登校になってしまった・・・*2
●SNSやインターネットに噂を書き込まれて誹謗中傷、風評被害を受けている・・・
●自宅に遊びに来た友人の子供に高額な食器を割られてしまった・・・
*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。



◆月額保険料 保険期間：1年 ※ご加入口数は1口のみです。

		家族	
		個人賠償責任のみ	個人賠償責任 + 弁護士費用等
保険金額	個人賠償責任	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
	弁護士費用等(人格権侵害等)	—	300万円
保険料		160円	300円

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※借家人賠償責任については、示談交渉サービスはありません。

保険の対象となる方

東京海上日動

→ 示談交渉 →

相手方

携行品

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器等は、補償の対象となりません。

例えば

●旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
●スキーで転倒して板が折れてしまった。

◆月額保険料 保険期間：1年 ※ご加入口数は1口のみです。

保険金額	本人のみ	夫婦	家族
30万円 免責金額(自己負担額)：5,000円	110円	140円	170円



借家人賠償責任

※対象住戸の所在地の指定が必要です。

国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
また落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。
※示談交渉は東京海上日動では行いません。

例えば

●失火により借家を焼失させてしまった。
●給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしまい、壁紙を張り替えた。

◆月額保険料 保険期間：1年 ※ご加入口数は1口のみです。

保険金額	本人のみ
1,000万円	190円



補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について (P38・39)
●保険の対象となる方(被保険者)の範囲について (P21・22) ●告知・通知義務について (P46～48)

等



ゴルフ中のケガやゴルフ用品の盗難や破損、ホールインワン達成のお祝い費用等の負担に備えます。

ゴルフの補償

◆個人賠償責任
(ゴルフ中等限定):
約40%OFF
◆上記以外:
約34%OFF

・ 傷害補償 (ゴルフ中等限定*2) ・

【ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば ●スイングした拍子に転んだときのケガ



◆ 月額保険料 保険期間:1年 ※ご加入口数は1口のみです。

保険金額	本人のみ
死亡・後遺障害	300万円
入院日額*1	5,000円
通院日額	3,000円
保険料(月額)	90円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 保険期間中に下記の変更をすることはできません。
・「傷害補償」⇔「傷害補償(ゴルフ中等限定)」

・ 個人賠償責任(ゴルフ中等限定) ・

【ゴルフ賠償責任補償特約セット】

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*3を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

例えば ●プレー中に人にケガをさせた。
●他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。



◆ 月額保険料 保険期間:1年 ※ご加入口数は1口のみです。

保険金額	本人のみ
1億円(国内・国外)	50円

*3 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

・ 携行品(ゴルフ用品限定) ・

【ゴルフ用品補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難
(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。)
- ②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば ●ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



◆ 月額保険料 保険期間:1年 ※ご加入口数は1口のみです。

保険金額(免責金額なし)	本人のみ		
	10万円	20万円	30万円
保険料(月額)	60円	90円	150円

・ ホールインワン・アルバトロス費用 ・

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
ア.同伴競技者
イ.同伴競技者以外の第三者*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

例えば ●ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



【ご注意】
原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。



ゴルフをする方には
全補償の組み合わせ
がおすすめです!

個人賠償責任
(P17~18)

傷害補償
(ゴルフ中等限定)

携行品
(ゴルフ用品限定)

ホールインワン・
アルバトロス費用

! P17~18の個人賠償責任は日常のトラブルに加えて、ゴルフ中の賠償責任を負った場合も補償の対象となります。ゴルフ中の賠償責任に限定したい場合のみ、上記「個人賠償責任(ゴルフ中等限定)」にご加入ください。P17~18の「個人賠償責任」と本ページの「個人賠償責任(ゴルフ中等限定)」のいずれにもご加入いただいている場合、補償が重複いたしますので「個人賠償責任(ゴルフ中等限定)」を削除ください。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P40~42) ●告知・通知義務について(P46~48)

等

保険の対象となる方(被保険者)

以下記載の要件に当てはまり、加入依頼書等に記名加入された方が保険の対象となる方(被保険者)となります。

「保険の対象となる方(被保険者)」における用語の解説	
(1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。) b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。	
(2) 親 族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)	
(3) 未 婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。	

●収入サポート補償(団体長期障害所得補償)

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員 ※ご退職されるまで継続可。(退職後は継続できません。)
加入年齢	保険期間開始時点で満15歳以上満64歳以下

●医療補償

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)	
加入年齢	新規	保険期間開始時点で満70歳以下
	継続*	保険期間開始時点で満99歳以下

*旧制度(Dタイプ)にご加入の場合、ご退職されるまで継続可(ただし、満60歳未満で退職された場合は保険期間開始時点で満60歳未満まで継続可)。配偶者・親族の方は満80歳未満までとなります。また、本人が退職された場合は、配偶者・親族の方も補償の対象外となります。

●がん補償

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)	
加入年齢	新規	保険期間開始時点で満5歳以上満70歳以下
	継続	保険期間開始時点で満99歳以下

●介護補償

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)	
加入年齢	一時払	保険期間開始時点で満5歳以上70歳以下(継続の場合は満84歳以下)
	年金	保険期間開始時点で満40歳以上満70歳以下(継続の場合は満84歳以下)

●その他の補償

傷害補償・個人賠償責任・携行品・ホールインワン・アルバトロス費用・借家人賠償責任・ゴルフープラン	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)
--	---

旧制度

傷害補償(個人コース)・交通事故傷害補償	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)
傷害補償(家族・夫婦コース)・ファミリー交通傷害補償	日本製鉄グループの役員・従業員およびその配偶者・子供・両親・兄弟

補償される方の範囲

以下記載の「本人」とは、P21の「保険の対象となる方(被保険者)」、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

収入サポート補償・医療補償・傷害補償・がん補償・介護補償・借家人賠償責任・ゴルフ(除、ホールインワン・アルバトロス)の補償	●本人
---	-----

個人賠償責任	●本人 ●本人の配偶者	●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子
--------	----------------	--

※ゴルフの補償は本人のみです。

	家族タイプ	夫婦タイプ	本人のみタイプ
携行品	●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子	●本人 ●本人の配偶者	●本人
ホールインワン・アルバトロス費用		●本人 ●本人の配偶者	●本人

旧制度

	家族コース	夫婦コース	個人コース
傷害補償	●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子	●本人 ●本人の配偶者	●本人

医療補償(Dタイプ)・交通事故傷害補償	●本人
---------------------	-----

ファミリー交通傷害補償	●本人 ●本人の配偶者	●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子
-------------	----------------	--

(注) 上記続柄は傷害、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

【よくあるご質問】

Q 個人賠償責任に加入する場合は、本人と配偶者それぞれ加入が必要でしょうか?	
A 本人のみ加入すれば、配偶者も「補償の対象」となります。詳細は上記の「個人賠償責任」欄をご覧ください。	

ご加入内容確認事項

(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険の対象となる方
- ☐ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- *1 収入サポート補償(団体長期障害所得補償)については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	医療補償 がん補償 介護補償	傷害補償	収入サポート 補償 (団体長期障害 所得補償)	左記以外 の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	☐	—	☐	—
☐ 保険金額*2は、平均月間所得額*3以下となっていますか？(平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*3がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*2の見直しを行ってください。) なお、保険金額*2の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *2 収入サポート補償(団体長期障害所得補償)については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *3 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	—	☐	—
☐ 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *4 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	☐ *4	—	☐	—
☐ 『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	☐

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

収入サポート補償(団体長期障害所得補償)・介護補償・医療補償・がん補償ご加入の皆様へ

告知の大切さに関するご案内 告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の収入サポート補償(団体長期障害所得補償)・医療補償・介護補償・がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままして記入ください。*2**
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*3

*2 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身でご記入ください。団体総合生活保険の介護補償のみに(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*3 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください場合**があります。

告知いただく内容例*4は次のとおりです。 **詳しくは加入依頼書等の告知項目をご覧ください。**

- 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

*4 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

〈以下のケースも告知が必要です。〉

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 団体総合生活保険の収入サポート補償(団体長期障害所得補償)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

各補償の健康状態告知内容を確認いただけます

【ご注意事項】

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。

2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

医療補償、収入サポート補償にご加入の方

質問① ●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。

あり

なし

質問② ●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

あり

なし

質問③ <収入サポート補償のみ>
告知日(ご記入日)より過去2年以内に
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。
(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。
※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

一つ以上あり

お引受けできませんが、
申し訳ございませんが、
お引受けできません。

お引受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

がん補償にご加入の方

質問① 今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。
※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

あり

なし

質問② 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。
①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと
・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査) ・胸部エックス線検査 ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査 ・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診 ・便潜血検査 ・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等) ・CT検査 ・MRI検査 ・PET検査 ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体) ・腹部超音波検査 ・その他のがん検診
②医師の診察の結果、26ページの【別表】の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

あり

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

【別表】がん補償：お引受けできない病気や所見・症状

病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘍*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポース) *2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*3		しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

介護補償にご加入の方

質問① ●以下(1)～(3)のいずれかに該当しますか。
(1)現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。
(2)今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
(3)今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
●告知日(ご記入日)より過去2年以内に下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありますか。
(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

一つ以上あり

お引受けできませんが、
申し訳ございませんが、
お引受けできません。

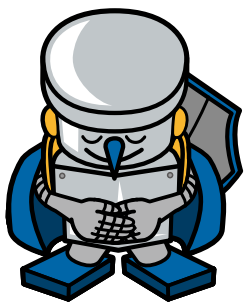
お引受けできない病気

・肝硬変 ・脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血) ・脳しゅよう ・心筋梗塞 ・心筋症 ・心不全
・心房細動 ・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます) ・うつ病 ・双極性障害(躁うつ病)
・統合失調症 ・アルコール依存症 ・パーキンソン病 ・アルツハイマー病 ・レビー小体病
・前頭側頭葉変性症 ・ピック病 ・(骨折歴を伴う)骨粗しょう症 ・関節炎(リウマチ性、変形性)

全てなし

お引受けできます。回答をご記入のうえご署名*1ください。

*1 介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。健康状態告知を行った方がご署名ください。



ご不明な点がございましたら
お気軽にお問合せください。

交通事故傷害補償・ファミリー交通傷害補償(継続のみ)

！ ご注意
〈傷害補償は交通事故のみの補償です!!〉

交通事故傷害補償、ファミリー交通傷害補償については、新規加入や増額のお申し込みはお受けできません。

必ずお読みください

個人賠償責任についての重要なお知らせ

2017年度より個人賠償責任の補償額が「国内無制限、国外1億円」となりました。

自動車保険や火災保険などで同様に個人賠償責任特約をセットされている場合は補償が重複することがあります。十分にご確認の上、特約のセットをご検討ください。(詳細は本パンフレットのP17をご覧ください。)

国内外補償

交通傷害

交通事故等によるケガまたは熱中症を補償します。



乗車中の事故



交通乗用具にはねられた



自転車から落ちた



交通乗用具の火災にあった



駅のホームで転んだ

※補償の対象となる「交通事故等」 ●運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの交通事故 ●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具の火災による事故 等

国内外補償

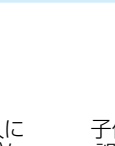
賠償責任

(示談交渉付帯^(注))

日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



飼犬が他人に噛みつきケガをさせた!



子供が自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた!



他人にケガをさせた!

※業務上の賠償事故は対象外となります。

(注) 示談交渉は、国内の事故に限定されます。また、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

交通事故のみ補償プラン

	□数	保険金額				月額保険料	個人賠償責任なし 月額保険料
		死亡・後遺障害 ^{*1}	入院日額 ^{*2}	通院日額	個人賠償責任		
ファミリー交通傷害	1□	800万円	6,000円	4,000円	※1□のみ 国内:無制限 国外:1億円 (1事故限度額)	1,190円	1,030円
		300万円	3,000円	2,000円			
	2□	1,600万円	12,000円	8,000円		2,220円	2,060円
		600万円	6,000円	4,000円			
交通事故傷	1□	1,000万円	7,500円	5,000円		670円	
	2□	2,000万円	15,000円	10,000円		1,340円	

*1 後遺障害保険金は、第3級以上に相当する後遺障害が生じた場合に限定してお支払します(後遺障害等級限定補償特約(第3級以上)セット)

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

補償される方の範囲

補償される方の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。詳細はP21をご確認ください。

	交通事故傷害補償	ファミリー交通傷害補償・個人賠償責任
	本人型	家族型
① ご本人 ^{*1}	○	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
③ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。「保険の対象となる方(被保険者)」については、P21をご確認ください。

団体総合生活保険 補償の概要等

● 傷害補償 (交通事故傷害補償・ファミリー交通傷害補償)

「交通事故等」^{*1}により、保険の対象となる方がケガ^{*2*}をした場合に保険金をお支払いします。[交通事故傷害危険のみ補償特約・後遺障害等級限定補償(第3級以上)特約セット]

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

●運行中の交通乗用具^{*4}との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具^{*4}に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具^{*4}の火災による事故 等

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*4 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

傷害補償基本特約	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
	死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ等
	後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術 保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} または先進医療 ^{*2} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。 ^{*3} *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等 ^{*1} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。		

【賠償責任に関する補償】

個人賠償責任補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等 ^{*1} を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物(受託品) ^{*2} を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任 ^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心身喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両 ^{*3} または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電氣的または機械的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失 ^{*4} ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等

医療補償Dタイプ^①（継続のみ）

医療補償Dタイプについては、新規加入や増額のお申し込みはお受けできません。

重要

2021年1月始期より、公平性・安定性の高い制度運用を図るため、保険の対象となる方（被保険者）の年齢に応じた保険料算定方式を導入いたしました。^{*}一部の方は前年度に比べ保険料が上がります。必ず保険料表をご確認ください。

^{*}従来は全被保険者（補償の対象となる方）の平均年齢をもとに保険料を算出

◆新規加入又はDタイプの補償内容を変更される場合は、P.7・8の補償タイプでのお引き受けとなります。
（Dタイプに加入したまま、P.7・8の補償タイプの追加はできません。また、補償内容変更時は告知が必要となります。）

● 補償内容（保険金額）

タイプ	加入口数	支払限度 日数	免責 日数	疾病・傷害入院 保険金日額（1口）	月額保険料（1口）
D	1口～8口	730日	0日	1,500円	日鉄保険サービスのホームページに掲載されているパンフレット内のDタイプ保険料表をご覧ください

被保険者の範囲

【更新年齢^{*1}の上限】

● 本人・・・ご退職されるまで

● 配偶者・親族・・・満80歳未満

^{*}本人が退職された場合でも満60歳まで継続可能
本人が退職された場合は、配偶者・親族の方も補償の対象外となります。

^{*}1 保険期間開始時点（2026年1月1日）の満年齢をいいます。

● 医療補償（旧制度Dタイプ 入院のみ）

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院された場合（介護医療院における入院を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院 保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数 ^{*1} を超えた場合 ▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数 ^{*1} ）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数 ^{*2} を限度（疾病入院免責日数 ^{*1} は含みません。）とします。 [*] 疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をさせても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 ^{*1} 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ^{*2} 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ ^{*2*}
	傷害入院 保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数 ^{*1} を超えた場合 ▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数 ^{*1} ）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数 ^{*2} を限度（傷害入院免責日数 ^{*1} は含みません。）とします。 [*] 傷害入院保険金支払われる入院中、さらに別のケガをさせても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 ^{*1} 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ^{*2} 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 ^{*3} 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象となることがあります。

^{*}「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

補償のあらまし

団体総合生活保険 補償の概要等

^{*}ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

^{*}補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）

● 収入サポート補償（団体長期障害所得補償）定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約＋天災危険補償特約＋認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）） ＋治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）＋妊娠に伴う身体障害補償特約		病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間 ^{*1} を超えた場合 ▶ 就業障害期間 ^{*2} 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額 ^{*3} ×所得喪失率 ^{*4} ×約定給付率（100%） ただし、支払基礎所得額 ^{*3} が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^{*5} を超える場合には、平均月間所得額 ^{*5} を支払基礎所得額 ^{*3} としてお支払いする保険金の額を算出します。 [*] 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 [*] 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 [*] 東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 ^{*1} 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 ^{*2} 「てん補期間 ^{*6} 内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します）。 ^{*3} 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 ^{*4} 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間}^* \text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^*7}{\text{免責期間}^* \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得}^*8 \text{の額}}$ ただし、所得 ^{*8} の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 ^{*5} 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^{*8} の平均月額をいいます。 ^{*6} 同一の病気やケガによる就業障害 ^{*9} に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間 ^{*1} 終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 ^{*7} 免責期間 ^{*1} 開始以降に業務に復帰して得た所得 ^{*8} の額をいい、免責期間 ^{*1} の終了した月から1か月単位で計算します。 ^{*8} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ^{*9} 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間 ^{*2} を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害 ^{*3*}
			等 ^{*1} 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害に対しても保険金をお支払いします。 ^{*2} 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 ^{*3} 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。 ^{*4} 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象となることがあります。

^{*}「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：定義C）。

免責期間 ^{*1} 中	てん補期間 ^{*1} 開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態 ^{*2} 。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 ^{*1} 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「 ^{*1} 」をご確認ください。 ^{*2} 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業、テレワーク等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない ^{*2} か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率 ^{*3} が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 ^{*1} てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「 ^{*6} 」をご確認ください。 ^{*2} 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 ^{*3} 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「 ^{*4} 」をご確認ください。

免責期間中の「就業障害」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴うP30最下部表内の①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。
*1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

●医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をさせても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、拔牙等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*22種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	等
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※傷害入院保険金支払われる入院中、さらに別のケガをさせても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、拔牙等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*22種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
総合先進医療特約	保険金後特約院	保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ●入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）
	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i . 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii . 先進医療以外の評価療養のための費用 iii . 選定療養のための費用 iv . 食事療養のための費用 v . 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i . 診察 ii . 薬剤または治療材料の支給 iii . 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りします。	
入院一時金		病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が入院一時金免責日数*1を超えた場合 ▶入院一時金額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※変更・中止となる場合があります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害一時金特約	三大疾病・重度傷害一時金特約	保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ●がん*1が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ●この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害一時金特約	※「三大疾病のみ補償特約（三大疾病・重度傷害一時金用）」がセットされています。 ※1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。	
	悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 ※2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。 ※3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。 【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。	

● 傷害補償

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。（「死亡保険金不担保特約」「天災危険補償特約」セット）

※1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください

※2 ※1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	等

● 傷害補償（旧タイプ）

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。[天災危険補償特約（傷害用）][後遺障害等級限定補償特約（第3級以上）]セット

※1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

※2 ※1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 ※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ※3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

● がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため手術をされた場合等（介護医療院における手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

※2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

	保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金 保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん再発転移補償特約 がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ●手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療 ●造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 ※1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
	がん生活支援特約	【第1回がん生活支援保険金】 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 【第2回以後がん生活支援保険金】 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ●手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療 ●造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日（10回目の保険金支払基準日*2）の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
	抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ●診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ●公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。

●介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

公的介護保険制度とは	介護補償（年金払介護）、介護補償（一時金払介護）共通
------------	----------------------------

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ●要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について】

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当（自立）		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

【独自基準追加型（要介護2）】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度運動補償部分の要介護2以上の追加補償特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
	入浴 その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。
	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。
	②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、（1）ボタンのかけはずし、（2）上衣の着脱、（3）ズボンまたはパンツ等の着脱、（4）靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア、2つ以上の行為についてできない状態 イ、できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、（1）から（21）までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 （1）ひどい物忘れがある。 （2）まわりのことに関心を示さないことがある。 （3）物を盗られた等と被害的になることがある。 （4）作話をし周囲に言いふらすことがある。 （5）実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。	
		・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護2以上の追加補償特約	(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。 ▶ 介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	

●介護補償（年金払介護）

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋年金払介護補償特約	【第1回年金払介護補償保険金】 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶ 年金払介護補償保険金額をお支払いします。 【第2回以後年金払介護補償保険金】 既に第1回年金払介護補償保険金が支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき ▶ 年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※ てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。 *1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 *3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。 *4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※ 保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

●賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 電車等*1を運行不能にさせた場合 ● 国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ● 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ● 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ● 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ● 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ● 受託品の電氣的または機械的事故 ● 受託品の置き忘れまたは紛失*4 ● 詐欺または横領 ● 風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ● 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
借家人賠償責任補償特約	国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。 ※ 示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害*1 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 等 *1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

●財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害

補償のあらまし(ゴルファー用)

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。
※補償の概要等とはご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

● 傷害補償

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中*1に保険の対象となる方がケガ*2*3をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
 - *2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
 - *3 *2にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型/パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

● 費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。))によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ●不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ●痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。 ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6 等 *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

●賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋ゴルフ賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ●ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 ケイマンゴルフ、ターゲットパードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類いのスポーツは含みません。 *2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 *3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電氣的または機械的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失*3 ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

●財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋ゴルフ用品補償特約	国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ●ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。） ●ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りです。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

●費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ●下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1 ●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

サービスのご案内「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※ 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談	医療機関案内	予約制専門医相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。	様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。
がん専用相談窓口	転院・患者移送手配*2	
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。	転院されるととき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。	
	*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。	

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間
いずれも土日祝、
年末・年始を除く

- 電話介護相談：午前9時～午後5時
- 各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談	インターネット介護情報サービス
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。	情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。	[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。 *2 本サービスは、サービス対象者(次ページ下部記載の「ご注意ください」)に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報を提供します。



受付時間
いずれも土日祝、
年末・年始を除く

- 法律相談：午前10時～午後6時
- 税務相談：午後2時～午後4時
- 社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
- 暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談	暮らしの情報提供
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。	グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。	

メンタルヘルスサポート

【対象となる補償】
収入サポート補償(団体長期障害所得補償)にご加入いただいた場合

自動セット

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。



受付時間 午前9時～午後9時〔日祝を除く〕

0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。



受付時間
いずれも
土日祝、
年末・年始を除く

- 「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
0120-775-677
- 脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
0120-002-531
- 認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
0120-801-276

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*1」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)、のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

マ ー ク の ご 説 明	契 約 概 要	保険商品の内容を ご理解いただくための事項	 ご加入に際してお客様にとって 不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項
------------------	------------	--------------------------	---

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契 約
概 要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契 約
概 要



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
●トラブル対策費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

契 約
概 要

この保険での保険金額^{*1}は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額^{*1}の増額等はできません。

〔団体長期障害所得補償〕

団体長期障害所得補償基本特約の保険金額^{*1}は、平均月間所得額^{*2}以下(平均月間所得額^{*2}の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*2}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください)。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額^{*3}×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*4}の平均月額をいいます。

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。

*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契 約
概 要



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契 約
概 要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

② 保険料の払込方法

契 約
概 要



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

③ 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分^{*1}を解除することがありますのでご注意ください。

※団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

契 約
概 要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらな場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償	団体長期障害 医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 弁護士費用等
項目名				
生年月日	—	★	★	—
性別	—	★	★ ^{*1}	—
職業・職務 ^{*2}	—	—	—	—
健康状態告知 ^{*3}	—	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等^{*4}」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

*1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

〔団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)〕

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもしなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者^{*5}、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)。

a. 婚姻意思^{*6}を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*7から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*8。

●責任開始日*7から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*9（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*7 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*8 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*9 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが 付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を 控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

●すべての補償共通

加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金 受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動火災保険（株）にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
パンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
	 IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社：東京海上日動（株）、三井住友海上火災保険（株）、明治安田損害保険（株）

なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受となります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）



受付時間：24時間365日

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも事故受付センター（東京海上日動安心110番）へ

その他日本製鉄グループ福利厚生制度

自動車保険

随時契約可

自動車事故による相手への賠償、搭乗者のケガや車両の損害を主に補償します。

特長

- 1 日本製鉄団体扱分割払の場合、一般契約の分割割増5%が不要な上、さらに**団体扱割引*30%**が適用となります。

初めて車を購入された方*1 ノンフリート6S等級(3%割増)		他代理店から切り替えられる方*2 ノンフリート15等級(53%割引)	
一般契約	団体扱契約	一般契約	団体扱契約
初めて契約する際のノンフリート等級による割増 3%	年間95,880円 (月々7,990円)も割安!	ノンフリート等級による割引 53%	年間43,200円 (月々3,600円)も割安!
保険料 年間296,280円 (月々24,690円)	保険料 年間200,400円 (月々16,700円)	保険料 年間138,600円 (月々11,550円)	保険料 年間95,400円 (月々7,950円)
一般契約の分割払の場合 (口座振替)	団体扱でご契約されると 団体扱割引適用の場合 (給与天引12回分割)	一般契約の分割払の場合 (口座振替)	団体扱でご契約されると 団体扱割引適用の場合 (給与天引12回分割)

※上記は割引イメージです。実際の保険料はご契約条件等により異なります。

●契約条件：ヤリス(型式：MXP117 車両クラス9、対人クラス6、対物クラス7、傷害クラス9、自家用小型乗用車)を東京海上日動のトータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)で契約した場合(※1 21歳以上補償、※2 35歳以上補償(記名被保険者年齢区分：30歳以上40歳未満)・通勤・通学使用・記名被保険者の免許証の種類(色)：ブルー) ●車両保険：270万円(一般条件、免責金額1回目0万円、2回目以降10万円) ●車両新価保険特約(協定新価保険金額270万円) ●対人賠償・対物賠償：無制限 ●人身傷害：5,000万円(傷害一時費用保険金10万円) ●新車割引 ●Eco割引 ●弁護士費用等補償特約(自動車) ●事故有係数適用期間：0年 ●※1 本人限定特約、※2 本人・夫婦限定特約 ●初度登録年月：2025年4月 ●人身傷害乗用具事故補償特約 ●ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約※2カメラ一体型ドラレコ ●※補償内容には、自動セットされる特約も含まれていますが、記載は省いている特約もあります。 2025年4月24日時点

- 2 ご家族の自動車も、
団体扱割引で加入できます。

団体扱で ご契約頂ける 家族の範囲	契約者	配偶者	同居の 家族	別居の 扶養家族	別居の 非扶養家族	左記 以外
	○	○	○	○	×	×

- 3 保険の切替も可能です。

現在のノンフリート等級の継承	他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。 ただし、一部の共済を除きます。
----------------	---

- 4 ご退職後も団体扱割引は継続可能です。

団体扱割引

30%適用

退職後も退職者団体扱にて継続可能

この日本製鉄グループ団体扱割引*は2025年10月1日～2026年9月30日までの始期契約に適用されます。なお、割引率は団体のご契約台数と損害率によって毎年見直されます。

保険期間

1年

その他

▶最寄の支店にご相談頂く以外に、ホームページからもお見積りできます。



上記は、自動車保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については各社の「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。「ご契約内容がご希望に沿っていること」、「保険料算出に関する事柄が正しいこと」などを確認させていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。

*引受保険会社により表現が異なることがあります。

代理店	引受保険会社
日鉄保険サービス	東京海上日動火災保険(株)・三井住友海上火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・損害保険ジャパン(株) (注)日本製鉄(株)社員の方の損害保険ジャパン(株)の新規契約はお取り扱いしておりません。

火災保険

随時契約可

住まいや家財を取り巻く火災や風災を始めとした様々なリスクに備えます。

特長

- 1 給与引去りでご契約いただければ、
一般契約の分割割増5%が不要な上、
さらに**団体扱割引10%**が適用となります。

一般契約の 分割払保険料	団体扱契約の 分割払保険料
毎月1,120円 (年間計13,440円)	毎月1,020円 (年間計12,240円)

【契約条件】[東京海上日動社のトータルアシスト住まいの保険(住まいの保険および地震保険)で契約した場合]
保険の対象：家財 物件種別：専用住宅(共同住宅) 建物の所在地：東京都 建物の構造：マンション構造(コンクリート造建物) 補償内容：火災リスク、風災リスク、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスクを補償します。支払限度額(保険金額)等/家財：500万円(5口)、家財破損等支払限度額30万円、高額貴金属等支払限度額100万円、免責金額：10万円(うち火災リスク：0円/破損等リスク：5万円)/地震保険：250万円/個人賠償責任補償特約：国内外1億円(免責金額0円)、火災・盗難時再発防止費用補償特約、臨時費用補償特約 付帯 保険期間：1年 保険料分割払(12回払) 地震建築年割引10%(建築年月2025年1月) 2025年6月1日時点

- 2 払込んだ地震保険料の一定額が、その年の契約者の**所得から控除**されます。

対象契約	控除額		控除限度額	
	払込保険料	控除額		
地震保険 ※火災保険の地震火災費用保険金等、地震損害に伴って生じる諸費用に対して支払われる費用保険金に係る保険料は控除対象外です。	50,000円以下	払込保険料全額	所得税	50,000円
	50,000円超	50,000円	個人住民税	25,000円
	50,000円以下	払込保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円		

- 3 地震保険の保険金は用途を限定していないため、「建物」「家財」の修理だけでなく、
被災後の当面の生活を支えることに活用できます。

- 4 ご退職後も大口団体扱割引は継続可能です。

大口団体扱割引

10%適用

退職後も退職者団体扱にて継続可能

※割引率は団体の契約件数によって毎年見直されます。
※割引が適用になるのは、東京海上日動火災保険(株)(2025年6月1日～2026年5月31日までの始期契約)および三井住友海上火災保険(株)(2025年1月1日～2025年12月31日までの始期契約)です。
※地震保険契約にはこの割引を適用できません。

保険期間

1年

上記は、火災保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については各社の「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

団体扱の対象となる方の範囲(契約者・被保険者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。

保険期間が2年～5年の場合については代理店までお問い合わせください。

代理店	引受保険会社
日鉄保険サービス	東京海上日動火災保険(株)・三井住友海上火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・損害保険ジャパン(株)

はじめに

ケガや病気などの日常生活における様々なリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。国が運営する公的保険は原則として強制加入である一方、保険会社が運営する民間保険は任意加入となります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度と民間保険

リスク	公的保険制度等	主な民間保険
ケガ・病気	公的医療保険 (健康保険/国民健康保険/後期高齢者医療制度・高額療養費制度・傷病手当金) 医療費助成制度 (子ども医療費助成制度、指定難病医療費助成制度 等)	傷害保険 医療保険 がん保険 等
(業務上・通勤途上のケガ・病気)	労災保険	労働災害総合保険 等
老齢	公的年金(老齢年金)	個人年金保険 等
死亡	公的年金(遺族年金)	死亡保険(終身・養老・定期) 等
介護・認知症	公的年金(障害年金) 公的介護保険 等	介護保険 認知症保険 等
障害	公的年金(障害年金) 自立支援医療 障害福祉サービス	身体障がい保険 所得補償保険 就業不能保障保険 等
失業	雇用保険	

※主な社会保険制度と民間保険を例示しており、すべての公的保険制度と民間保険を網羅したものではありません。
※公的保険の給付額は、例えばケガや病気にかかる治療内容、入院期間等に応じて決まります(一律ではありません)。
※毎月の医療費(自己負担分)には上限があります(後述の「高額療養費制度」ご参照)。

公的保険制度の解説

健康保険/国民健康保険/後期高齢者医療制度

- 私たちがその家族が、病気やケガをした時に医療費の一部が軽減される制度です。
- 医療保険行為を受けた病院やクリニック等の医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1〜3割になります。

【医療費の一部負担(自己負担)割合】

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担	※平成26年4月以降70歳になる者から
6歳(義務教育就学前)	3割負担	
	2割負担(自治体により異なる)	

高額療養費制度

- 医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(暦月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、年齢や所得に応じて、超過された部分が払い戻される制度です。

【例】70歳未満:年収約370万円〜770万円の場合(3割負担)
100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合

窓口負担 30万円

医療費 100万円

払い戻される高額療養費: 30万円-8万7,430円=21万2,570円

自己負担の上限額: 8万100円+(100万円-26万7,000円)×1%=8万7,430円

21万2,570円が高額療養費として払い戻され実際の自己負担額は8万7,430円となります。

傷病手当金

- 傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者においても、傷病手当金の対象になる場合があります。なお、会社員の家族など扶養に入っている人は傷病手当金の対象外となります。

【支給される額】

支給されることとなった日から通算して1年6か月間、休業1日につき

支給開始月を含む直近の継続した12か月間の標準報酬月額平均額 ÷ 30 × 2/3

被保険者期間が12か月に満たない人は、
①当該者の支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額平均額
②当該者の属する保険者の前年度9月30日時点における全被保険者の標準報酬月額平均額
のいずれか低い平均額÷30×2/3が支給額になります。

公的年金(老齢年金/障害年金/遺族年金)

老齢年金

- 高齢になったときに終身給付を受けることができる年金です。受給開始時期は60歳から70歳までの間で選択可能です。
- 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額額は減額となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額額は増額となります。

※令和4年4月1日から受給開始時期の上限が75歳に引き上げられます。

障害年金

- 加入中、病気やけがなどによって障害の状態になったときに給付を受けられます。
- 「障害の状態」とは、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害だけでなく、長期療養が必要ながんや糖尿病、心疾患、呼吸器疾患などの内部疾患、または統合失調症などの精神の障害により、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったときなども含まれます。また、障害者手帳を持っていない場合でも、障害年金を受けることができます。

遺族年金

- 年金受給者や被保険者が亡くなったとき、亡くなった方の収入で生活していた配偶者や子どもなどが給付を受けられます。(子どもの年齢は原則18歳以下)

【公的年金の給付の種類】

	基礎年金	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金に応じた額
障害	障害基礎年金 障害等級に応じた額(子がいる場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金や加入期間、障害等級に応じた額
遺族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金 なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら





「もう、保険はいいよ…」とお考えの皆様!!

終身保障
の

医療保険・がん保険と「てつのお守り」の 加入パターンと保険料のご負担イメージ

単独で加入する場合と組み合わせて加入する場合の加入パターンをご確認いただけます!!

※本チラシに記載されているてつのお守り(てつまも)は団体総合生活保険TMの医療補償およびがん補償を指します。

単独で加入する場合

単独加入パターン ① てつのお守りのみ加入

メリット

- オールインワンで加入でき、最新の補償に更新される!!
- とりあえず加入しても1年ごとに見直し可能!
- 団体保険なので保険料が割安!!



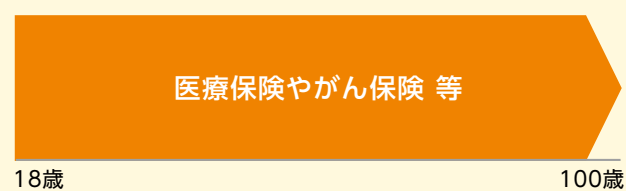
デメリット

- 毎年保険料の見直しがあり、年齢や損害状況によって保険料が変動する場合があります。

単独加入パターン ② 終身保障のみ加入【終身払】

メリット

- 保険料は一生変わらない!!
- 若いうちに加入すれば月々の支払いが少ない!!



デメリット

- 一生保障となっているが、現役のうちには保障が少し薄い場合も…
- 保険会社によっては見直しが難しい場合もあり、最新の保障ではない場合も…

単独加入パターン ③ 終身保障のみ加入【65歳払込】

メリット

- 定年を迎えるころに保険料の支払いが終わる。
※保障は一生
- 現役のうちに多く保険料をお支払いし、老後は安心!



デメリット

- 月々の保険料負担が大きいため家計に負担がでる。
- 保険を見直す損をする可能性が高く、最新の保障ではない場合も…

日鉄保険サービスは以下の保険会社商品を取り扱っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

第三分野の推奨保険会社(「てつのお守り」以外)		
対象地区	本社・室蘭・釜石・君津・富津・名古屋・広畑・光・呉・周南・八幡・大分	鹿島・波崎・阪神・和歌山・尼崎・製鋼所・直江津
がん保険以外の推奨 (医療保険、介護保険など)	● 東京海上日動あんしん生命保険株式会社	● 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
がん保険の推奨	● アフラック生命保険株式会社	● アフラック生命保険株式会社

なお、左記の保険会社に加えてお客様のご希望により、以下の保険会社の商品もご案内できます。

- アクサ生命保険株式会社
- SOMPOひまわり生命保険株式会社
- オリックス生命保険株式会社

組み合わせて加入する場合

てつのお守り 医療・がん保険組み合わせの例

組み合わせパターン ① 医療保険(日額5000円)にてつまも医療補償をプラスして日額1万円に!



医療補償 日額5000円

終身保障

医療保険 日額5000円

18歳 60歳 100歳

入院1日あたりの自己負担額は…
平均
約15,000円

終身医療だけで日額1万円加入するよりもお手頃

組み合わせパターン ② 今加入中の保険にてつまもがん補償をプラス!



がんの補償 診断一時金

終身保障

自分で備えている保険

18歳 100歳

現役中・子どもが独立するまでの間だけ補償を手厚くしたい方にもおすすめ

「終身」と「定期」を組み合わせるといいとこどり

老後に備えてこんな加入の仕方のおすすめです

組み合わせパターン ③ てつまも医療(65歳で解約) + 終身医療(65歳払込満了)



+

終身保障

18歳 60歳 65歳 100歳

補償は有期

メリット

- 現役中の保障を手厚く
- 退職後の支払い不要
- 退職後も「終身医療」は保障が続く

保障は一生

デメリット

- 単独加入パターン②(終身払)と比較すると現役中の月々の支払額が多い

組み合わせパターン ④ てつまも医療 + 終身医療(貯蓄型)



+

終身保障

18歳 所定の年齢

補償は有期

メリット

- 現役中の保障を手厚く
- 「終身医療保険」で給付金の支払いを受けていない場合、払い込んだ保険料が還付されるので、老後の医療費として手元においておける

払い込んだ保険料が返ってくる!

デメリット

- 単独加入パターン②(終身払)と比較すると所定の年齢まで月々の支払額が多い

てつのお守り(団体総合生活保険TM)と終身保障とは商品設計内容(補償(保障)、健康状態告知等)が異なります。詳細は各パンフレットでご確認ください。

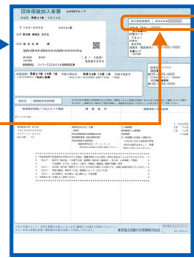
スマホで「てっのお守り」を持ち歩こう!

2ステップで
カンタン



マイページのご案内

「加入者票」に
記載の
「証券番号」
を使用します!



Webでお手続きの方

ご契約にメールアドレスをご登録いただいている方には、「【重要】Web加入者票発行のお知らせと東京海上日動マイページのご案内」のメールをお送りいたします。メールに記載のURLからもご登録が可能です。

※昨年ご登録いただいた方は、改めてのご登録は不要です。
※加入内容に住所の登録がない場合ご登録ができませんのでご注意ください。
※加入者の氏名カナ、住所、生年月日が更新後から変更となる場合は自動表示されません。



2ステップでカンタン登録

STEP 1 アプリをインストール

1 マイページアプリのwebサイトに、スマートフォンからアクセス。



webサイトのリンクから、アプリをインストール

● iPhoneの方



● Androidの方



※直接App StoreまたはGoogle Playから「東京海上日動マイページ」と検索してインストールすることもできます。
※App StoreはApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle LLCの商標です。

STEP 2 登録・ログイン・設定方法

2 アプリを起動し、「新規登録」をタップしてください。
「招待コードをお持ちでない方はこちら」をタップしてください。



3 「証券番号(加入者証券番号)」と「姓名(カナ)」を入力し、利用規約に同意のうえ「確認コードの送信に進む」をタップしてください。



4 電話番号を選択し、「SMSに確認コードを送信する」をタップするとご契約の携帯電話にSMSが届きます。届いた確認コードを入力してください。



※電話番号のご登録がない場合は、電話番号を入力してSMSをお受け取りください。

5 「マイページID(メールアドレス)」と「パスワード」を入力し、「マイページを登録する」をタップすると、ID登録が完了します。



6 各種設定を行えば登録完了です。
● ログイン方式の設定
● お客様の電話番号登録
● 通知設定



これで、いつでも
「てっのお守り」
を確認できます!



便利な機能

ご加入状況のご確認

ホーム画面のカードから補償内容をいつでも確認できます。
※加入者の氏名カナ、住所、生年月日が一致している契約のみ自動表示されます。



事故の連絡・保険金請求

ホーム画面の「事故・請求」をタップすればいつでも請求連絡ができます

事故のご連絡も
「マイページ」から!



スマホに
お守りを!



事故の際のお手続きについて

保険金請求手続きは簡単です。

1

保険の対象となる身体障害や就業障害が発生した場合、事故が発生した場合は事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を直ちに(介護補償については遅滞なく、収入サポート(団体長期障害所得補償)、医療補償、がん補償等については30日以内に)取扱代理店または幹事保険会社にご通知ください。

2

傷害事故の入院・通院のご請求の際は、所定の書類のご提出が必要となります。(入通院の確認のため診察券等のコピー、領収証コピー、診断書等)

3

傷害事故の保険金は、労災保険・健康保険・第三者からの賠償金などとは関係なくお支払いいたします。

傷害についてのご注意

- お支払いの対象となる「ケガ」とは「急激」かつ「偶然」な「外来」の事故により被ったものをいいます。したがって次のようなものは対象とはなりません。しもやけ、野球肩、テニス肘、くつずれ、椎間板ヘルニアによる腰痛など。
- 入・通院保険金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、重複しては入・通院保険金は支払われません。

賠償事故についてのご注意

- 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときはあらかじめ幹事保険会社にご相談ください。示談交渉サービスについては国内の事故に限ります。(個人賠償責任補償特約)

病気・けが・事故等のご報告をする場合

マイページアプリ



電話

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)
0120-720-110
(24時間受付可能)

Web

記載の二次元コードを読み取り各項目についてご入力ください。(24時間受付可能)



※当社で他契約(生命保険等)をご契約中のお客様は、ご請求漏れ防止の観点から、下に記載の日鉄保険サービスへご連絡ください。

契約内容の変更・ご不明点のご連絡をする場合

日鉄保険サービスのHP
「お問い合わせフォーム」より、
ご連絡ください。

お問い合わせフォーム

記載の二次元コードを読み取り
ご用件をお申し付けください。
(24時間受付可能)



事故が発生したときのご注意

事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、収入サポート(団体長期障害所得補償)、医療補償、がん補償等については30日以内に)日鉄保険サービスまたは東京海上日動にご連絡ください。

操作に関するお問い合わせは：マイページ操作ヘルプデスク

0120-870-161 受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ)

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp/

団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

2025年10月1日
東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

敬具

主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償												
① 傷害補償			② 医療補償			③ がん補償		④ 介護補償		⑤ 賠償・財産・費用		
変更する補償					改定項目	概 要						
①	②	③	④	⑤								
			○			「がん診断保険金」等の保険料改定						がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
			○			「抗がん剤」の定義の改定						抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
		○				「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の保険料改定						①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
○						参考純率改定等を踏まえた保険料改定						2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○					○	熱中症の補償追加						昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○						職種級別による料率区分の廃止						傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
				○		「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定						①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 <対象特約> 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
				○		付帯サービスの一部終了						利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

